

前橋市国土強靱化地域計画推進本部設置要綱

令和 2 年 1 2 月 2 2 日 伺 定 め

令和 3 年 6 月 4 日 一 部 改 正

令和 4 年 4 月 2 8 日 一 部 改 正

令和 7 年 4 月 1 日 一 部 改 正

(設置)

第 1 条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 2 5 年法律第 9 5 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、前橋市国土強靱化地域計画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 前橋市国土強靱化地域計画に関すること。
- (2) 前橋市国土強靱化地域計画に基づく各種施策及び事業の推進に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、**危機管理担当部長兼危機管理監**をもって充てる。
- 3 副本部長は、**総務部長及び未来創造部長**をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、本部を総括し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議（以下「本部会」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長になる。ただし、やむを得ない理由により、会議を開催することが困難であると本部長が認めるときは、書面等で本部構成員の意見を聴取し、本部会議の議決に代えることができるものとする。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部会に関係職員の出席を求め、説明又は意見を

聴くことができる。

3 本部会の庶務は、防災危機管理課及び政策推進課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱で定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

(前橋市国土強靱化地域計画策定本部設置要綱の廃止)

2 前橋市国土強靱化地域計画策定本部設置要綱（令和2年2月13日伺定め）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部の職	職 名
本部長	危機管理担当部長兼危機管理監
副本部長	総務部長、未来創造部長
本部員	防災危機管理課長 政策推進課長 財政課長 市民協働課長 文化国際課長 社会福祉課長 こども政策課長 保健総務課長 環境政策課長 産業政策課長 農政課長 都市計画課長 道路建設課長 経営企画課長 消防局総務課長 教育委員会 総務課長